

実施要領の主な変更

2021年度実施要領の主な変更

	2020年度の対応	2021年度の対応
【認定・表彰共通】		
対象期間	過去5年 (2015年4月～2020年3月)	過去10年 (2011年4月～2021年3月)
【認定】		
民間発注案件(政府機関に準じる法人)の取り扱い	<p>Ⅱ. 実績認定の申請</p> <p>(3) 申請資格</p> <p>①発注者が、以下のいずれかであること。</p> <p>a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人 (BOTその他PPP形式の事業における特定目的会社等を含む。)</p> <p>b) 国際機関</p> <p>c) 日本国政府又は日本の政府関係機関(独立行政法人又は政府系金融機関)</p>	<p>政府機関に準じる法人の定義を明確化</p> <p>Ⅱ. 実績認定の申請</p> <p>(3) 申請資格</p> <p>①発注者が、以下のいずれかであること。</p> <p>a) 日本以外の国又は地域に存する中央政府の機関又は地方政府の機関若しくは政府機関に準じる法人 (<u>高速道路、鉄道、空港、港湾、電力に関する特殊法人、公社、公益法人、公益民間企業等を想定</u>)</p> <p>b) <u>海外工事に関するBOTその他PPP形式の事業における特定目的会社。ただし、中央政府又は地方政府と実質的に一体的に事業を行っているものに限る。</u></p> <p>c) 国際機関</p> <p>d) 日本国政府又は日本の政府関係機関(独立行政法人又は政府系金融機関)</p>
一次下請けの取り扱い	<p>下請けの実績については認定対象としない</p> <p>Ⅱ. 実績認定の申請</p> <p>(3) 申請資格</p> <p>② 当該技術者の所属する法人 (本邦法人又はその海外現地法人等に限る。) が元請 (JV構成員を含む。) として契約したものであること。</p>	<p>企業のニーズ把握、JICAとの相談を行ったが、今年度の実施要領に盛り込むのは難しい状況。引き続き検討を続ける。 ※要領においては下請けの実績を認定対象としないことを明確化</p> <p>Ⅱ. 実績認定の申請</p> <p>(3) 申請資格</p> <p>② 当該技術者の所属する法人 (本邦法人又はその海外現地法人等に限る。) が元請 (JV構成員を含む。) として契約したものであること。 (<u>下請けでの実績については認定申請の対象には含まない。</u>)</p>

2021年度実施要領の主な変更

	2020年度の対応	2021年度の対応
【認定】		
認定要件 (部分完工)	<p>Ⅱ. 実績認定の申請 (3) 申請資格 ③ 2015年4月～2020年3月までに完工※5したものであること。 ※5 実際の工事が完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合も含む。</p>	<p>残工事(業務)が明確に残っている場合、国内の運用と同等にする観点から認定対象としない旨を実施要領に記載。</p> <p>Ⅱ. 実績認定の申請 (3) 申請資格 ③ 2011年4月～2021年3月までに完工※6したものであること。 ※6 実際の工事が完了しているが契約書上の手続未了その他の理由により契約が完了していない場合も含む。ただし、残工事が明確に残っている場合は対象としない。</p>
認定要件 (現地渡航)	<p>Ⅱ. 実績認定の申請 (3) 申請資格 (業務部門) 申請を行う企業等に所属※1している、以下の条件を満たす海外建設工事に関連する調査、詳細設計、施工監理(建築分野においては設計、工事監理)に関する業務※2に従事した技術者であること。</p> <p>※2 マスタープランに関する業務その他個別の建設工事に必ずしも直結しない業務についても、最終的に建設工事に関連することが明らかであれば対象とする。ただし、国内における調査等のみをその内容とする業務は含まない。</p>	<p>コロナの影響について、現地渡航に代わる手法を導入して所定の成果を上げたことを確認できる場合に限って認定するとともに、海外プロジェクト(業務)を国内で完了した場合についても評価</p> <p>Ⅱ. 実績認定の申請 (3) 申請資格 (業務部門) 申請を行う企業等に所属等※1している、以下の条件を満たす調査、詳細設計、施工監理(建築分野においては設計、工事監理)、マスタープラン策定、技術協力プロジェクトその他海外建設工事に関連する業務※2に従事した技術者であること。</p> <p>※2 マスタープランに関する業務や技術協力プロジェクトのように、個別の建設工事に必ずしも直結しない業務についても、最終的に建設工事に関連することが明らかであれば対象とする。基本的に国内における調査等のみをその内容とする業務は対象としないが、現地渡航に替わり、オンラインによる海外の中央・政府機関職員その他日本企業関係者以外のヒアリングを行い、所定の成果を上げたことを確認できる場合は対象とする。</p>

2021年度実施要領の主な変更

	2020年度の対応	2021年度の対応
【認定】		
<p style="text-align: center;">認定要件 (従事期間の明確化)</p>	<p>Ⅱ. 実績認定の申請 (3) 申請資格 申請を行う企業等に所属している、以下の条件を満たす海外建設工事(我が国の領域外において実施する工事をいう。以下同じ。)に従事※4した技術者であること。 ※4 認定の対象となる技術者は、主要な構造物の工事に一定の期間責任を持って関わったと企業等が認める技術者に限ることとし、短期の応援業務等の一時的なサポートを含まない。</p>	<p>従事期間が短い場合、申請企業から重要な部分を担当した旨の具体的な説明又は証明する施工体制図等の資料の提出を求め、内容が確認できた場合は、認定の対象とする旨を実施要領に記載。</p> <p>Ⅱ. 実績認定の申請 (3) 申請資格 申請を行う企業等に所属等している、以下の条件を満たす海外建設工事(我が国の領域外において実施する工事をいう。以下同じ。)に従事※4した技術者であること。 ※4 従事期間が短い(6か月未満かつ工期の半分未満)場合、一時的なサポート等の応援業務でない事を確認するため、当該技術者が重要な部分を担当したことを説明できる資料または証明できる施工体制図等を追加提出すること。</p>

	2020年度の対応	2021年度の対応
<p>【認定】</p> <p>審査事務の迅速化・効率化のための工夫等</p>	<p>・<u>認定申請とコリンズ登録等のための確認願等の提出は、同時に限定せず受付。結果的に、認定申請との同時提出は6割程度にとどまり、認定とコリンズ等の審査を2段階で実施。</u></p> <p>・<u>申請時の提出書類(特に事実関係を確認するための資料)を実施要領で詳細・具体的に指定しておらず、また要領に記載した事項が提出書類に反映されなかったケースもあった。</u></p> <p>※結果的に<u>認定の審査において内容確認等が生じたものが1080件中513件</u>。さらに、工種等のより詳細な情報が必要なコリンズ等の審査で資料の追加提出を求める案件が多数(令和3年6月時点で確認願の審査を開始しているものうち7割程度(精査中))に上っている。</p>	<p>審査事務の迅速化・効率化のための工夫や追加説明を反映以下に具体例を示す</p> <p>①コリンズ登録等を希望する場合は、認定の申請書類とコリンズ等の登録のための確認願等は同時提出を原則化し、併せて認定とコリンズ登録等の審査事項をできるだけ一致させるよう様式等を工夫。</p> <p>II. 実績認定の申請</p> <p>(4) 提出資料、提出先及び提出期限</p> <p>※5 コリンズ・テクリス等に登録を行おうとする企業は以下の点に留意し、確認願を作成して、添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に認定を受ける事業については、確認願の後日提出は認めないので注意すること。 <p>②提出書類について、事実確認用の書類には、必要事項が記載されているかをマーキングしてもらう等要領等に明確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDFファイルの関連箇所(様式にページ数を記載する箇所)には下線を付す、またはマーキングするなどして該当箇所をわかりやすく示すこと。また適宜日本語で補足を加えること。 <p>③認定、コリンズ等の登録、それらの事実確認にそれぞれ必要な提出資料を要領で明示。(また、建築業務用に様式3cを追加)</p> <p>(ア) 提出資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実績認定申請に必要な書類は別添様式1(企業等ごとに1シート)、別添様式2(事業ごとに1シート)及び参考資料(認定)の3種類です。 ○コリンズ・テクリス又はPUBDIS(以下「コリンズ・テクリス等」という。)への登録を希望する場合は、これに加えて別添様式3a、3b又は3c及び確認願と参考資料(確認願)が必要です。 ○昨年と様式が大幅に異なりますのでご注意ください。

	2020年度の対応	2021年度の対応
【認定】		
審査事務の迅速化・ 効率化のための工夫 等 (続き)		<p>④海外現地法人について定義を追加</p> <p>Ⅱ. 実績認定の申請 (2) 申請の方法(工事部門・業務部門共通)</p> <p>※1 経済産業省「海外事業活動基本調査」における海外現地法人を指す。具体的には「海外子会社(日本側出資比率が 10%以上の外国法人)と海外孫会社(日本側出資比率が 50%超の海外子会社が 50%超の出資を行っている外国法人)を指す。</p> <p>⑤入力上の注意事項を追記</p> <p>(4) 提出資料、提出先及び提出期限 (ア) 提出資料 別添様式2の各シートとの番号ずれや名称の相違(漢字の異体字、全角・半角の処理、予期しないスペース等)が起こらないよう提出前に再度確認すること。また、同一事業内で セルが不足する場合はセルを下方向にコピーして提出することとし、シートを追加しないこと。</p> <p>⑥メーリングリストに業務実施者であるIDI、JICEの担当者も追加</p>

2021年度実施要領の主な変更

	2020年度の対応	2021年度の対応												
【表彰】														
評価基準の公表	各評価の視点を、実施要領に明記	各評価の視点に加え、 各評価項目についても実施要領へ記載することとする												
	<table border="1"> <tr> <td>視点1：マネジメントにおいて、どのような役割を果たし、どのような成果を上げたのか</td> <td> マネジメントに果たした役割の評価 例)プロジェクトマネージャーとして、厳しい現場環境の中、JV企業間や下請企業との調整・監理や、資機材調達等を適切に実施し、事業を工期内に円滑に遂行した。 </td> </tr> <tr> <td>視点2：直面した技術的課題にどのように対応し、解決したのか</td> <td> 工期等契約事項の履行状況に関する評価 例)工程管理責任者として、一定工区や業務を管理する中で、工期短縮のための改善提案を行い、早期完工を実現した。 </td> </tr> <tr> <td>視点3：関係機関（相手国政府等）との協議・調整において、どのような困難性があり、それに対してどのような工夫を行って対処・解決したのか</td> <td> 専門的な技術力の観点からの評価 例)事前の調査・設計で想定していなかった地盤・地質条件に施工中に遭遇したが、当初計画にはなかった新たな補助工法を検討・提案することで、工期内に工事を遂行した。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 技術移転の観点からの評価 例)現地企業・技術者の能力向上を図るため、現地企業・技術者に対して、設計／施工／維持管理技術等の専門的な技術移転を積極的に実施した。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 地域機関との協議・調整に関する評価 例)占用物件に関して、複数の地元自治体や関係事業者との調整を迅速に取りまとめ、全体工程に遅延を生じることなく、円滑な事業実施に貢献した。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 発注者側との協議・調整に関する評価 例)工事区間の一部に未収用の土地があることが判明し、当初の施工手順では対応できなくなったため、発注者に代替工法を取り入れた新たな施工手順を提案・協議・調整し、課題を解決し、円滑に事業を遂行した。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 視点4 その他外部からの評価からの視点(関係・省庁、学会、外国政府等による表彰等を想定) </td> </tr> </table>	視点1：マネジメントにおいて、どのような役割を果たし、どのような成果を上げたのか	マネジメントに果たした役割の評価 例)プロジェクトマネージャーとして、厳しい現場環境の中、JV企業間や下請企業との調整・監理や、資機材調達等を適切に実施し、事業を工期内に円滑に遂行した。	視点2：直面した技術的課題にどのように対応し、解決したのか	工期等契約事項の履行状況に関する評価 例)工程管理責任者として、一定工区や業務を管理する中で、工期短縮のための改善提案を行い、早期完工を実現した。	視点3：関係機関（相手国政府等）との協議・調整において、どのような困難性があり、それに対してどのような工夫を行って対処・解決したのか	専門的な技術力の観点からの評価 例)事前の調査・設計で想定していなかった地盤・地質条件に施工中に遭遇したが、当初計画にはなかった新たな補助工法を検討・提案することで、工期内に工事を遂行した。		技術移転の観点からの評価 例)現地企業・技術者の能力向上を図るため、現地企業・技術者に対して、設計／施工／維持管理技術等の専門的な技術移転を積極的に実施した。		地域機関との協議・調整に関する評価 例)占用物件に関して、複数の地元自治体や関係事業者との調整を迅速に取りまとめ、全体工程に遅延を生じることなく、円滑な事業実施に貢献した。		発注者側との協議・調整に関する評価 例)工事区間の一部に未収用の土地があることが判明し、当初の施工手順では対応できなくなったため、発注者に代替工法を取り入れた新たな施工手順を提案・協議・調整し、課題を解決し、円滑に事業を遂行した。	
視点1：マネジメントにおいて、どのような役割を果たし、どのような成果を上げたのか	マネジメントに果たした役割の評価 例)プロジェクトマネージャーとして、厳しい現場環境の中、JV企業間や下請企業との調整・監理や、資機材調達等を適切に実施し、事業を工期内に円滑に遂行した。													
視点2：直面した技術的課題にどのように対応し、解決したのか	工期等契約事項の履行状況に関する評価 例)工程管理責任者として、一定工区や業務を管理する中で、工期短縮のための改善提案を行い、早期完工を実現した。													
視点3：関係機関（相手国政府等）との協議・調整において、どのような困難性があり、それに対してどのような工夫を行って対処・解決したのか	専門的な技術力の観点からの評価 例)事前の調査・設計で想定していなかった地盤・地質条件に施工中に遭遇したが、当初計画にはなかった新たな補助工法を検討・提案することで、工期内に工事を遂行した。													
	技術移転の観点からの評価 例)現地企業・技術者の能力向上を図るため、現地企業・技術者に対して、設計／施工／維持管理技術等の専門的な技術移転を積極的に実施した。													
	地域機関との協議・調整に関する評価 例)占用物件に関して、複数の地元自治体や関係事業者との調整を迅速に取りまとめ、全体工程に遅延を生じることなく、円滑な事業実施に貢献した。													
	発注者側との協議・調整に関する評価 例)工事区間の一部に未収用の土地があることが判明し、当初の施工手順では対応できなくなったため、発注者に代替工法を取り入れた新たな施工手順を提案・協議・調整し、課題を解決し、円滑に事業を遂行した。													
	視点4 その他外部からの評価からの視点(関係・省庁、学会、外国政府等による表彰等を想定)													
過年度受賞者の扱い	(3)応募資格(工事部門・業務部門共通) 記載なし	(3)応募資格(工事部門・業務部門共通) 過年度に本制度にて受賞された技術者については、受賞した工事又は業務とは別の工事又は業務であれば、応募は認める。												